

# 事業系ごみの新収集体制の実施について

## 1 これまでの経緯

### (1) 環境審議会への報告

グループ制と限定許可について、循環型社会構築部会（平成 29 年 9 月 26 日開催）において審議し、環境審議会総会（平成 29 年 10 月 4 日開催）に報告

#### 【部会，総会意見】

バックアップ体制の構築については理解するが、現在の事業系ごみ収集の 1 地区 1 業者による地域割りは、長年定着した制度であるため、実施にあたっては、許可業者の理解を得られるよう十分協議を行うこと。

### (2) 環境審議会後の経緯

時 期	内 容
平成 29 年 10 月～11 月	○協会三役及び 13 許可業者への説明・協議
12 月	○限定許可の付与については、既存許可業者への影響を十分に配慮するとともに、高齢化社会の進展などに伴い、多様化する市民ニーズに対応するため、遺品整理業や引越業を営む者に限定して許可を与える方向で許可要件を検討する旨協会に説明し、理解を得た。 ○グループ制の導入については、「福岡市リサイクルベース」が平成 30 年 5 月に稼働開始することを考慮し、開始時期を平成 31 年度からとする旨協会に説明し、理解を得た。
平成 30 年 5 月	○「福岡市リサイクルベース」稼働開始
11 月	○限定許可に係る許可要件の詳細について、協会へ説明し、理解を得た。

## 2 実施内容

### (1) 遺品整理や引越ごみに係る限定許可の付与

遺品整理業及び引越業を対象に、自らが請け負った遺品整理や引越に伴い発生するごみの収集運搬に限定した新規許可を行う。

- ①目的：多様化する市民ニーズを踏まえ、家財処分と同時にごみの収集運搬を可能とするとともに、適切なごみの分別により、リユース・リサイクルを進め、ごみの減量につなげる。

#### 【限定許可の内容】

一般廃棄物の種類	自ら請け負った遺品整理又は引越時に発生する家庭系ごみ
許可期間	許可証交付日から2年間（更新可）
収集区域	福岡市全域
搬入先	リユース及びリサイクルを優先し、廃棄物を最小限にしたうえで、市のごみ処理施設に搬入する

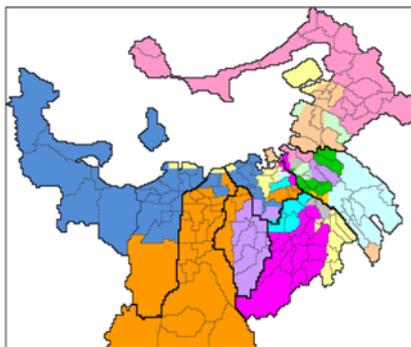
- ②公表：平成30年12月以降  
 ③公募期間：3か月程度  
 ④限定許可の付与：平成31年4月以降

### (2) 事業系ごみ収集のバックアップ体制の構築

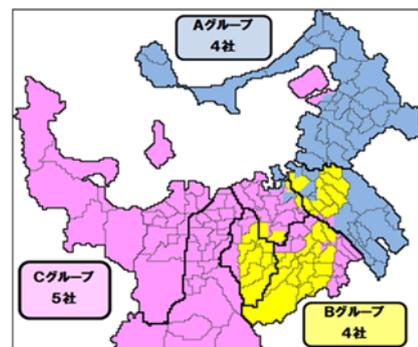
現行の事業系ごみ収集の13の地域割を基本として3グループに再編する。

- ①目的：災害等不測の事態発生時に備えて、グループ内の許可業者間でバックアップできる体制を構築する。  
 ②グループ編成

(現在の事業系ごみ収集業者の地域割図)



(グループ編成図)



	Aグループ	Bグループ	Cグループ
業者数	4業者 (青で示された地域)	4業者 (黄で示された地域)	5業者 (赤で示された地域)

(許可業者は、グループのエリア内で相互に収集が可能となる。)

- ③公表：平成30年12月以降  
 ④開始時期：平成31年4月以降